

秋田藩における「町触」の伝達について

齊藤 志帆子

はじめに

近世の法令については、領主法—幕府法と藩法、民衆法—町法と村法に分けることができる⁽¹⁾。幕府法はさらに法度と条目、高札、触と達に分けられる。法度は広義において幕府法一般を指し、条目は「箇条書の記載様式をもつ法令」を指す⁽²⁾。高札は目立つ場所に立てられた、法の周知化と権力の象徴を担うものである。触は「幕府の単行法令」で、達は命じる対象を絞った法令である⁽³⁾。また、これらの法は、発布する主体、法令の様式や対象によっても分類することができる⁽⁴⁾。法令の伝達に着目すると、法に関する研究全体からみて、その研究は少ないことがわかる。さらに伝達についての研究が進んでいる地域は史料が残っているとこで、三都を対象

にした研究が多い。

幕府法令に関する研究をみると、五代將軍徳川綱吉から八代將軍徳川吉宗にかけての時代が中心になっていることがわかる。そのような中で、小倉宗氏は大坂の陣が終結するころから、四代將軍徳川家綱期にかけての伝達方法の変化について述べている⁽⁵⁾。特定の大名へ命ずる奉書自体が法令であったものが、寛永十年代（一六三〇—四三）では「箇条と奥書からなる」法令を、在国大名には老中奉書とともに送り、在府大名には老中から家老に口頭で伝え、旗本には六人衆が申し伝えるようになる。それが家綱期になると、大名の家来が評定所に集められ、口頭で指示を受けたのち、大目付立ち会いのもとで書付を一通ずつ手渡されるようになった⁽⁶⁾。

五代將軍徳川綱吉期になると、御用部屋で諸大名・諸役人

の人数分の書付が作成され、一通ずつ手渡されたことがわかる。老中及び若年寄が触の発給者で、それぞれ触を渡す者が決まっていた。中には、大目付のもとに大名留守居が集められ、書付を写し取って伝達した例もある。享保期に入ると、八代將軍徳川吉宗の主導により、伝達の効率化を図る目的で、法令伝達の改革が行われた。江戸留守居役など大名の家来を呼び出して法令の内容を伝え、書付を写し取らせたり、大名の格式に応じて組合をつくらせたりで、廻状形式で伝達が行われていた。

幕府法令は幕府直轄領へも伝達されている。信州中野を例にみると、江戸と中野代官所間では「宿継御用状」と「江戸定飛脚」の二つの方法がとられていた。中野代官所と村の間には「申渡」と「廻状」の二つの方法があり、「廻状」が主な伝達手段であった。

領主から町方・村方への法令の伝達方法はどのようなものだったのだろうか。江戸では、法令の伝達様式として高札・町触・木版刷町触などがあった。中でも、町触は町の代表者が口頭で受けるか、または書き写した内容を各町へと伝達するシステムができあがっていた。また、居住者だけでなく往来者にも法令を理解させるために、「町触札」という人目につく場所に掲示する方法もとられていた。

京都では、中世以来の蓄積があるため、町触の研究も進ん

でいる。中でも宇佐美英機氏は、近世前期の高札の役割と「触流し」という町人を介した伝達方法を明らかにした。大坂では口頭での伝達や書付の配布・書き写しが行われていた。また、大坂における法令伝達の研究では、法の発布者と対象者の中間に位置する者に焦点を当てた研究も多くみられる。町奉行の指示を直接伝えたり、惣年寄の補佐として町年寄たちに口頭で伝達したりした町惣代や、大坂町奉行所と領主間の連絡を取り持っていた用達などがいたようだ。その他の藩の事例として、徳島藩城下町では触の伝達に町手が欠かせず、仕置家老からの触をその日の内か二日後までに町中に触れていたことがわかる。

これらの研究をみると、法令の伝達方法と伝達を担う人重点が置かれていることがわかる。では、秋田藩についてはどうであろうか。

秋田藩の法令に関する史料の一つに「町触控」がある。「町触控」三〇冊は、「町触控目録」五冊と共に秋田県公文書館に所蔵され、明和七（一七七〇）年から明治二（一八六九）年まで、約百年に及ぶ法令を収録している。「町触控」は帳で、現在は裏打ち補修されており、丁数は一五〇丁前後のものが多い。ただし、中には文化七（一八一〇）年から文政五（一八二二）年までの一三年分の法令を一冊に収録し

ているものもある。

「町触控」は今村義孝・高橋秀夫両氏によって翻刻され、「秋田藩町触集」全三巻として、一九七二～七三年にかけて未来社より刊行された。⁽¹⁷⁾本研究では、「町触控」を基本史料として利用し、「秋田藩町触集」を参照しつつ、適宜原典を確認した。「秋田藩町触集」では翻刻にあたり、「町触控」の発令日と法令の伝達先に応じて全体を二八六三の項目に分け、通し番号を付しており、以下、本稿ではこの番号を用いる。引用史料の表記は、全て論者の責任によるものである。

今村義孝氏は「秋田藩町触集」解題において、「秋田藩が城下町久保田に触れた『被仰渡』、すなわち市中法令」であるとして、「町触控」に収録される法令は久保田城下の町人町を対象に出された法令であると唱えられている。⁽¹⁸⁾

また、「秋田藩町触集」が刊行される前後に、高橋秀夫、高橋務両氏が相次いで研究を発表された。しかし、高橋秀夫氏は「町触控」の概要を説明し、内容の検討を行っているが、ここでは史料の紹介に力点が置かれ、触の伝達方法や伝達を担う者についての分析はなされていないかった。

高橋務氏は「町触控」に関する基礎的「考察」において、法令編纂物としての「町触控」について、その概要を的確に整理され、藩の最も重要な政策を示した「御条目」に焦点を当て、その伝達方法を通して「家来触」と「町触」について

分析されている。それによれば、「家来触」が渡される相手は久保田城の広間敷居内に着座する面々と、在々の組下を抱える城代や所預など、藩の重臣層だといひ、また、「町触」は久保田城下居住の家中に対する法令で、その伝達方法についても概略が明らかにされている。

しかし、「町触控」に記載される「御条目」は、全二八六三に及ぶ法令の中で、わずか十例にも満たず、また、「町触控」の表題にもかかわらず、「町触」を宛所としない法令も全体の約三割に達する。

そこで本稿では、「町触控」にはどのような法令が収録されているのか、まずこの点について考えたい。次に、「町触」はどのような方法で伝達されたのかを具体的に明らかにし、「家来触」の「家来」とは何を指すのかについて検討したい。そして、「町触」の伝達方法は、天明六（一七八六）年と寛政七（二七九五）年に変更されるが、その変化にはどのような背景や意味があったのか、この点についても考察したいと思う。

1 幕府法令の伝達

右の課題に迫るため、まずは秋田藩「町触控」にはどのような法令が収録されているのか、そして、その法令が誰に向

けて伝達されたのか、この点について考えよう。

【史料1（御触書天保集成）】⁽²⁾

大目付え

先達でおろしや船長崎へ渡来いたし、通商等之儀相願候得共、難取用筋二付、其旨申論し、先年与へ置候信牌も取上之、以來乗渡間敷旨堅く申渡、帰帆いたさせ候付、再渡はいたす間敷候得共、此後万一漂流二事寄、乗渡、何レ之浦方二船を繋申間敷ものにも無之候間、異国船と見請候ハ、早々手当いたし、人数等差配り、先見分之物の差出、得と様子相糺し、弥おろしや船二無相違相聞候ハ、能々申論し、なりたけ穩ニ帰帆いたし候様可取計候。尤実々難風ニ逢、漂流いたし候様子にて、食物水薪等之敷、直ニ帰帆難相成次第候ハ、相応ニ其品相与へ、可為致帰帆候。且何程相願候ても、決て上陸ハ不為致、帰帆迄は番船附置、見物等をも相禁し、其段早々可有注進候。尤再応申論し候ても相拒ミ、不致帰帆、及異儀候ハ、時宜ニ応し、不及伺打拂、其旨可申聞候。右體之始末ニ至り候節ハ、諸事寛政三亥年異国船之儀ニ付相触候趣ニ准し、取計可申候。右之趣、万石以上之面々并其以下二ても、海邊ニ領分知行所有之面々え不洩様可被相触候。

正月

【史料2（町触控）】⁽²⁾

大御目付触

先達でおろしや船長崎江渡来いたし通商等之儀相願候得とも、難取用筋に付其旨申論し先年与へ置候信牌も取上之、以來（一）渡間敷旨堅く申渡帰帆いたさせ候□、再渡はいたす間敷候（一）此後万一漂流に事寄□□何レ之浦方に船を繋申間敷ものにも無之候間、異国船と見請候は、早々手当いたし、人数等差配り、先見分之物差出得と様子相糺、弥おろしや船に無相違相聞候は、能々申論し、なりたけ穩に帰帆いたし候様可取計候。尤実に難風に逢ひ漂流いたし候様子にて、食物・水薪□乏しく、直に帰帆難相成次第（一）其品相与へ可為致帰帆候。且何程相願候とも決て上陸は不為致、帰帆までは番船附置、見物等をも相禁し、其段早々可有注進候。尤再応申論し候ても相拒不致帰帆及異儀候は、時宜に應し不及伺打払、其旨可申聞□□林之始末ニ至り候節は、諸事寛政三亥年異国船之義に付相触候趣に准し取計らひ可申候。

右之趣、万石以上之面々、并其以下に而も海辺に領分知行所□之面々江不洩様可被相触候。

正月

右之趣、従公儀被仰渡候間、此旨被相心得□^(届)向へ可被申渡候。已上。

二月

渡所左之通

- | | |
|------------|------------|
| 一、御勘定奉行 忝通 | 一、郡奉行 忝通 |
| 一、能代奉行 忝通 | 一、御町奉行 忝通 |
| 一、湊沖口役 忝通 | 一、能代沖口役 忝通 |
| 一、戸賀村間役 忝通 | 一、舟川村間役 忝通 |
| 一、新屋船見番 忝通 | 一、八森 同 忝通 |
| 一、小浜 同 忝通 | 一、北ノ浦 同 忝通 |

右八ヶ所□御文左之通

右之趣、従公儀被仰渡候間、此旨可被相心得(一)可被申伝候。已上。

(一) 当寅正月廿六日江戸出足御飛脚□二月四日参着申来候。

史料1は、文化三(一八〇六)年一月に幕府内で老中から大目付へ触れた法令である。史料2は大目付から秋田藩の江戸留守居役へ伝えられた史料1の法令を、飛脚が久保田の家老へ伝え、関係各所に触れた法令である。二つの史料を見比べると、多少の文言の違いが見えるが、それは大目付から渡された書付を書き写した際に生じたものと思われる。史料1に「先達て」とあるのは、文化元(一八〇四)年、ロシア使節レザノフが長崎へ来航し、日本に通商を要求してきたこと

である。幕府はその要求を拒否する旨をロシア側に伝え、寛政四(一七九二)年にロシア使節ラクスマンの来航時に与えた入港許可証を取り上げ、今後の来航禁止を厳しく命じて彼らを帰帆させた。そのため、再来航することはないだろうが、今後万が一、ロシア船が漂流したという口実をつけて来航し、どこかの海岸に船をつけようとするかもしれない。異国船と見てとつたら、早々に藩の者を手分けして対応させ、帰港に必要な物資を与え、船の様子をよく観察してロシア船に間違いないければ、丁寧に説明して、なるべく穏便に帰帆するよう取り計らうように命じている。

船の航行が難しいほど気象条件が悪く、本当に漂流した様子であれば、食物や燃料が不足し、帰港もできなくなるので、状況に応じて必要な物資を与え、帰港させるようにも命じている。また、ロシア船からどれほどの願いがあつても、決して上陸させてはならず、帰港するまでは藩の番船をロシア船に付け、領民の見物なども禁止し、その上で、このことを藩は早急に幕府に報告しなければならなかった。もつとも、再度依頼してもロシア船が帰港を拒否し、異論が出た場合には、頃合いを見て、有無を言わずに撃退せよ。そしてもし、そのようなことになった際には、寛政三(一七九二)年に出された異国船に関する触を参照し、それに倣って対応するよう幕府は指示している。そしてこれは、万石以上・以下にかか

わらず、海辺に知行地をもつすべての大名と旗本へ命じるよ
う指令している。

これを受けて、領地が日本海に面している秋田藩にも、こ
の「触」は伝えられた。この「触」は大名の格式に応じて作
られた江戸の留守居組合に渡され、それを江戸留守居が書き
写して国元に伝えたものであろう。²²⁾

史料2の宛所には一二ヶ所が記されている。勘定奉行は、
郡奉行や沖口役などの諸役人を統括する立場にあつたため、
まず第一に幕府大目付からの触が伝えられたと思われる。郡
奉行は、海岸部の村々への指示を担っており、能代奉行は能
代湊を、町奉行は土崎湊を管轄していたために伝達された。
また、湊沖口役は土崎湊、能代沖口役は能代湊で、それぞれ
徴税業務を担っていた。戸賀村・舟川村はいずれも男鹿半島
にある村で、「間」は澗のことで、両村は船が停泊する入り
江となっていた。「間役」は戸賀・舟川両村で、停泊する船
を監視し、役銭を徴収する役だった。新屋・八森・小浜・北
浦の船見番へも指示が伝えられ、彼らは各地域の海岸線で航
行する船の監視に当たっていた。

この史料2では、「正月」までが「大御目付触」の写しで、
その次に記される「右之趣、従公儀被仰渡候間、此旨被相心
得□向へ可被申渡候。」の文言は、その内容から判断して秋
田藩が勘定奉行・郡奉行・能代奉行・町奉行に向けて指令し

たものだった。そして、土崎・能代両湊の沖口役、戸賀・舟
川両村の間役、新屋・八森・小浜・北浦の船見番の八ヶ所へ
はその後に記される通り「右之趣、従公儀被仰渡候間、此旨
可被相心得()可被申伝候。」と命じている。これにより、「町
触控」には幕府法令も収録され、秋田藩はそれを関係する役
職へ伝達し、幕法の徹底を図っていたことが明らかになる。
そこで次に、特定の役職に限らず、全ての者に触れ渡され
る改元を例に、それがどのような方法で伝達されたのか、こ
の点について考えてみたい。

【史料3 (「江戸町触集成」)²³⁾
町年寄役所
覚

年号文化と改元被仰出候間、此旨町中不残可相触候。已上。
二月十九日
町年寄役所

【史料4 (「町触控」)²⁴⁾

享和四子年三月朔日、於御会所此節御会所御普請に付
於御町所御張出を以被仰渡、左之通。
覚

享和之年号此度文化と改元、先月十九日被仰出候由、従江
戸表申来候。依之当月七日より右年号御改候間、此旨可被
相心得候。

右之趣、巷町并支配有之面々は其方江も可被申渡候。已

上。

三月

渡処左之通

一、町触 老通

一、大山十郎 老通

一、能代奉行 老通

一、家来触 老通

一、郡奉行 老通

一、大館給人 老通

【史料5（「上肴町記録」）】⁽²⁶⁾

覚

一、享和之年号此度文化と改元、先月十九日に被仰出候よし江戸表より申来候。依て当月七日より右年号御改候間、此旨可被相心得候。

右之趣支配所江可申渡候。

子三月四日

会談処

これらの史料は、享和から文化への改元について触れたものである。京都の朝廷で改元が決定すると、二月十九日に江戸で触れられ、江戸町方へはその日に指示が伝わっている。秋田へは三月に入つて伝えられ、史料5の「上肴町記録」により、久保田城下の町人町へは三月四日に伝えられたことがわかる。このときの改元は、江戸から十日以上かけて久保田

へ伝えられていた。

「上肴町記録」は、同町の町代が書き留めた日記で、かつて秋田市大町一丁目の山田家と秋田市千秋明德町の根田家に所蔵され、今は三三冊が現存している。⁽²⁶⁾ 寛永十九（一六四二）年と万治二（一六五九）年の法令を一部含むが、大半は寛文元（一六六一）年から明治元（一八六八）年までの藩からの法令や、町人からの願書などを書き留めている。

これら三つの史料について、文末の表現と伝達場所に焦点を当て、各法令が誰に向けて出されたものか、この点に迫ってみたい。まず、史料3の江戸では「此旨町中不殘可相触候」と記され、江戸の町人町全てに法令を命じる様に町奉行から町年寄へ指示されている。江戸町年寄は江戸の町役人の代表で、その役割の一つに町触の伝達があった。伝達場所は「町年寄役所」で、江戸町奉行から受け取った「触」を、町年寄が江戸の町中に伝達するためにこの場所を使用した。

史料4、秋田藩の「町触控」では「老町并支配有之面々は其方江も可被申渡候。」と記され、町ごとに、また、配下の者がいる者はその者たちへも命じるよう指示されている。この法令は通常、会所に掲示されるが、このときはそこが普請で使えないため、臨時で「町所」に掲示された。町所は町奉行所のこと⁽²⁷⁾で、法令の宛所に町奉行の名がないのはそのためである。宛所は六ヶ所で、「町触」と「家来触」はそれぞれ

秋田藩の藩士を対象にしていると思われるが、その点については後に考察したい。院内所預の大山十郎と大館給人へはそれぞれ羽州街道の南と北の玄関口だったため、能代奉行へは能代湊における遠隔地との交流のため、いずれも他藩の者を相手にする役所であることから、この法令が伝達された。また、郡奉行へは領内の百姓へ指示するために伝達された。

次に史料5、城下町人町の上肴町では「支配所江可申渡候。」という文末表現になっている。この文言は、「町触控」を見ると、町奉行から町人町へ、または郡奉行から村々へ命令するときに使用される文言である。伝達場所は「会談処」で、今村氏によると、「会談処」は町所に設けられていたので、町人たちはいつもそこで町奉行配下の役人と連絡を取り合っており、この法令もそこで伝達されたと考えられる。

これらのことから、改元に関する「触」は、それぞれ幕府と藩の町奉行から町人町へ伝えられ、伝達場所も町奉行と町々の代表者が連絡を取り合う場所であったことがわかる。その一方で史料4の「町触控」を見ると、その宛所は大山十郎や郡奉行たちで、「支配有之面々は其方江も可被申渡候」という文言からもわかるように、役所の系列で、上司が部下の者たちに向けて触の内容を伝えていた。そのため、この「触」を伝達する場所として通常は城内の会所に掲示されたのだ。したがって、改元に関するこの「触」は、まず第一に藩

士に向けて通知されることがわかる。

以上より、「町触控」には幕府法令も収録され、法令の内容に応じて、まずは関係する藩の役職に向けて伝えられたことがわかる。「町触控」はその表紙に記される文言にもかかわらず、触の宛所を「町触」としない法令も数多く収録されていた。そして、改元のようにすべての領民に知らせるべき内容に関しては町奉行を通して久保田城下の町人町へ伝えられ、また、郡奉行を通して藩領の村々に伝えられたが、それだけではなく藩士に対しても「町触」や「家来触」によって通知されたのだった。

2 代官への指令と「町触」について

前節では、幕府法令の伝達を例に、「町触控」に収録される法令には必ずしも「町触」ではない法令も含まれていることを指摘した。しかし、「町触控」に収録される幕府法令は決して多くはない。そこで、秋田藩が独自に発布した藩の法令を取り上げて、それは誰に向けて、どのような方法で伝達されたのか、そして、「町触」との関係はどうなるのか、この点について迫ってみたい。

【史料6】

寛政七年卯四月九日、下筋・仙北御代官へ被仰渡、左之通
 覚

仙北・下筋御百姓人不足之儀は於各も委曲被差意得候通候所、近來手廻引連欠落致候者有之に付、度々御届被申立候。追々右躰に相至候而は農業之差障に相成候儀は差見得候事故、於各も兼而吟味も可被致候へ共、尚此度春廻在之上は村方嚴重に可被遂吟味候。已上。

卯四月

この史料は、寛政七（一七九五）年四月に下筋代官・仙北代官へ宛てた法令である。下筋は秋田郡・河辺郡・山本郡の北部三郡を指し、仙北は仙北郡・雄勝郡・平鹿郡の南部三郡を指しており、「仙北・下筋」とはつまり、秋田藩領内全てという意味である。代官は寛政七（一七九五）年に郡奉行が再設置されるまで、在方の村々を統轄していた役人である。秋田藩では代官が農作業が始まる春と収穫が終わった秋の二回、村々を巡回して村の様子を見るだけでなく、百姓たちの訴えなどを聞くことになっていた。

領内の百姓不足は代官もその詳細を把握しているはずだが、百姓が家族や奉公人を伴って失踪することがあり、代官が藩庁へ百姓の失踪を報告することも度々あった。このよう

なことが続けば、農作業に支障が出ることは間違いない、さらに藩は年貢収納にも多大な影響が出ると懸念したのでろう。百姓の欠落については代官に前々から調査するよう命じていたが、今春の村々への巡回を利用して、百姓たちが失踪しないように、より嚴重に調査するよう改めて藩は命じている。

この史料6で藩が統制しようとした法の対象者は領内全ての百姓で、これは明らかに村方を対象とした法令だった。だからこそ、これは代官に向けて通達されたのである。「町触控」にはこのような「町触」ではない法令が多数見られ、それは藩の行政や財政に関する法令、領民の風紀に関する法令、人相書などであり、内容は多岐にわたっている。

【史料7】⁽³⁰⁾

天明四年辰八月四日、被仰渡左之通

去作非常之凶作に付、酒造必止と被相禁候儀は一統相心得候通に候所、当作毛最早御安堵に付、例年之通酒造致候儀御構無之旨酒屋共江被仰渡候。然者下々之致業に可有之、所々に隠酒造有之趣粗相聞得候。外町は勿論内町諸士屋敷たりとも怪敷儀見請候は、及吟味候様に廻番御目付江被仰渡、外町之儀は酒屋格年并仲間に而致吟味候様に申渡候間、其節異論無之様に下々江急度可被申渡候。

右之趣、壱町并支配有之面々は其方へも可被申渡候。以

上。

八月

右渡所左之通

町触 三拾壹通

但、町宅医者共

大山日向 壹通

梅津小右衛門 壹通

古内藏人 壹通

寺社奉行 壹通

御町奉行 壹通

下仙北御代官 式通

これは、天明四（一七八四）年八月に出された、酒造に関する法令で、その宛所には「町触」や「家来触」に加え、大山日向以下、多くの通達先が記されている。いわゆる天明の飢饉で全国的に凶作が続く中、秋田藩でも天明三（一七八三）年の米の作柄が非常に悪く、凶作となっていた。そのため、酒造が厳禁となり、そのことは「一統相心得候」と、領内全ての者に法令の趣旨が浸透していることがわかる。しかし、天明四年になると米の作柄が回復し、藩も安心できる状態になったため、通常通り酒造を許可することを各酒蔵へ命じている。このように凶作の翌年に酒造を解禁したのは、酒造に

関わる税収が秋田藩の財政にとって重要な位置を占めていたためと思われる。

しかしながら、右の史料によれば、武家奉公人と思われる「下々」の者たちがあちこちで隠れて酒造しているらしいので、藩は「外町」の町人町はもちろんのこと、侍町の「諸士屋敷」でも怪しいと思つたら廻番目付へ調査するように命じている。秋田藩の家格は、一門・引渡・廻座・一騎（一五〇石以上）・駄輩（七〇または九〇石以上）・不肖（三〇石以上）・近進（新給の駄輩）・近進並（臨時登用者）と決められていた。^①「諸士」は他の法令の宛所に、「無役引渡より諸士迄」^②と見られるように「引渡」とは区別されることから、「諸士」は廻座以下で近進並以上の家格を指すものと考えられる。また、町人町については、酒屋格年及び酒屋仲間に調査するよう命じている。そして、調査に当たっては異論が出ないように、武家奉公人たちへもきつく命じている。

宛所は①「町触」、②「家来触」と③大山日向、松野弥五郎、梅津小右衛門、洪江六郎、古内藏人、「角館本御家中」、寺社奉行、能代奉行、町奉行、御本方奉行、下筋・仙北代官などに、分けて考えることができる。

まず、③に分類される大山日向は院内所預で、松野弥五郎は松山の、梅津小右衛門は角間川の、洪江六郎は刈和野の給人を指揮する組親である。古内藏人は大館居住の引渡で、や

表 1 宛所に記される町触の通数とそれに対応する法令の数

通数	法令数	通数	法令数
1	1420	31	109
2	4	32	19
5	29	40	1
6	1	41	26
7	3	42	38
9	1	51	2
15	2	52	1
16	5	60	8
17	7	61	1
18	6	62	1
19	58	72	5
20	19	73	2
21	1	74	1
22	1	76	1
26	1	?	8
29	1	触流し	64
30	65	計	1911

はり組下持ではないかと思われる。「角館本御家中」は、江戸初期に断絶した芦名家の家臣で、その後、佐竹氏の直臣として召し抱えられた者たちのことである。また、本方奉行は秋田藩の財政を担う役職である。彼らにこの法令が通達されたのは、この酒造解禁令が秋田藩領のすべてに関わる藩の重要政策であったからである。

そこで次に、①の「町触」について見ると、「町触」は「丁

触」と記されることもあり、「ちようぶれ」と呼ばれていたと思われる。その「町触」がどのように各町へ伝達されたのか、この点について考察したい。史料7では、町宅医者たちも含めた三一通の「町触」が発行されている。しかし、これがいつも三一通だったわけではない。「町触控」全二八六三の法令のうち、宛所に「一、町触 何通」という記載が含まれるのは一九一一の法令だった。表1は、それに関して「町触」の通数ごとに、それがいくつあるのかをまとめたものである。そこで最も多かったのは、「一、町触 壹通」という形式で、一九一一の法令の中で一四二〇がこの形だった。

「町触」の通数が多いのは、七四通、七六通で、それは寛政初期に限られ、明和七（一七七〇）年から天明六（一七八六）年前後までの期間は、おおよそ三〇通ほどの数となっている。その中で五〇通を超える例は二二回あり、その内容は財政関係や、將軍家の一族や藩主一族などが死去した際に、芸能興行や普請などの自粛を命じた鳴物停止令などがほとんどだった。

明和七年から天明六年前後までで頻度が高い「町触」の数は、三〇通ないし三一通である。この二つの場合で、法令の内容に違いがあるのか比較してみたが、ほとんどが類似していて、大きな違いは見られなかった。それに続く寛政年間から文化年間までは、一通の他に、一六から一八通の「町触」

表2 「町触控」の宛所に記される久保田城下の侍町

手形本新町	土手長町上町	亀の町東土手町
手形休下町	土手長町中横町	亀の町西土手町
手形山手町	土手長町中町	亀の町西土手町末町
手形六日町	土手長町末町	亀の町南土手町
手形中町	古川堀端町	亀の町虎口
保戸野八丁	上長町	亀の町虎口堀端新町
保戸野愛宕町	中長町	田町
保戸野川端町	下長町	築地上東町
保戸野川端後町	東根小屋町	築地下東町
保戸野本町	西根小屋上町	楯山上本町(表裏御歩行町)
保戸野中町	西根小屋中町	中城
保戸野御諏訪町	西根小屋下町	麿匠町
保戸野新町	土手谷地町	台所町
保戸野下中町	中谷地町	上中島本町
保戸野登表町	長野町	上中島中町
		上中島土手町

が渡されていた。触の内容は、ほとんどが財政関係で、学館建立や服装に関する法令もある。天保から弘化年間を経て、それに続く嘉永四(一八五二)年までについては史料が欠落している所があり、分析はできなかつた。

以上から、時期により「町触」の通数が大きく違っている

ことが判明する。では、それらの「町触」が触られる町は具体的にどこなのだろうか。表2には「町触控」の宛所に記される町名を挙げてみた。すると、これらはみな久保田城下の「内町」、つまり武士の居住する町だった。「町触」通数の最大は七六通だったが、侍町の数はそれよりも多かつたとみられる。「町触控」を通覧すると、「町々組合に而三拾壹通」のように「組合」という文言がしばしば使われている。したがって、侍町ではいくつかの町ごとに「組合」を作り、その数だけ「町触」が作成され、その書付が伝達されていたのではないだろうか。その「組合」は、法令の内容によって範囲が変わっていたとも考えられる。だが、具体的に何を基準に「町触」の数が決められていたのか、いまは明らかにできない。

また、「町触」を伝えるにはすでに高橋務氏が指摘されている通り、「巷町役」と称する者一人、または二人を城に呼び出して伝達する方法も見られた。「町触控」を見ると、「巷町役」は各侍町で取り纏めた藩への「差上高」に関する帳面を担当役所へ提出する役割も担っていた。「巷町役」は各町の代表者とみてよいだろう。藩は「町触」を伝達するにあたって、彼らを城内の広間や評定所へ参上するように「催促」したり、「呼出」したりしている。これらのことから、「町触」は、侍町に結成された「組合」を基に、「巷町役」を呼び出して伝達されていたと考えられる。

表1には、「触流」という文言も見られる。「触流」というと、宇佐美英機氏の近世前期京都における研究がある。それによれば、京都では町人町へ触を伝達するために、「触流し」と呼ばれる町人が存在していたことが明らかにされている。そこで、近世後期、秋田藩における「触流」とはどのような伝達方法だったのか、この点について考えてみたい。「町触控」において、「触流」は全一八六三の法令の内、一四一の法令で見られ、明和八（一七七二）年から明治二（一八六九）年まで長い期間にわたって用いられた伝達方法だった。「町触控」がない明和六（一七六九）年以前においてもこの伝達方法が採られていた可能性が高い。

「触流」の形が採られた一四一に及ぶ法令を見ると、その内容は大きく二つに分けることができる。一つは、將軍家や天皇家、藩主一族、藩の家老を務めた者などが死去した際に、芸能興行や普請などの自粛を命じた鳴物停止令である。もう一つは、緊急事案や祝い事があった際の「御歛御帳」の連絡などで、どちらも共に通常の「町触」よりも早く伝達する必要性があるものである。これらは飛脚によって、江戸から伝達されたものも多く、「触流」が伝達の早さを重視した方法であったことがわかる。この点も、高橋務氏がすでに指摘された通りである。

「触流」によって「町触」が伝えられる時には、「一、町

触 五通」のように、文化年間までは五通が多く、それ以降は二〇通前後となつてゐる。五通の場合は、手形・保戸野・四の郭内の町々・五の郭内の町々・五の郭外東側というように、町々を五つの区画に分けていたのではないかと推測される。「町触」の通数が二〇通前後になると、「一、町触 拾九通 町々組合触流し」のように「組合」の文言が多く見られる。侍町ではいくつかの町を合わせて一つの「組合」が作られていたとみられ、「触流」もやはりこの「組合」を単位として法令の伝達が行われていたと考えられる。

「触流」の場合、そこに「御使番持廻触流し」という文言が記されることがある。旧「秋田懸史」によると、使番は三五人おり、城内の用所に詰めて、「評定所各局より家士に發送する公用書簡を通達交附するを常務」とされている。したがって、「御使番持廻触流し」の場合、使番が「町触」の書付を持って、それを担当する町々へ伝えたのではなく、いだろうか。使番が一つひとつの町を回って伝達したのか、それとも「組合」で定めた、町内会所のような場所が存在して、そこで各町の代表者に伝達したのか。また、内容の伝達についても、口頭で指示を伝えたのか、書付を写し取らせたのか、それとも、ある町に渡してそこから廻状形式をとったのか、その点については後の4で詳しく考えたい。

しかし、この「御使番持廻触流し」という文言が使用され

るのは享和三（一八〇三）年までで、それ以降は代わって「一、町触 拾九通 町々組合触流し」のように、「組合」を単位に「町触」が伝達されるようになる。鳴物停止令や藩主一族の容態を知らせる触などでこの文言が見られ、「触流」でも町々の「組合」が利用されるようになったことがわかる。おそらく、この「組合」の中で、廻状形式によって町々への「触」が伝達されていたのではないだろうか。

秋田藩の「町触控」は、村々を統轄する代官に向けた指令などを数多く含んでいた。それと共にたくさんの「町触」を収録しており、その数は二八六三の法令のうち一九一二で、全体の六割強がこれに当たる。そして、その「町触」は久保田の侍町を対象にしたものであり、その伝達には、侍町に結成された「組合」が深く関わっていた。さらに、「耆町役」や使番という、藩から各侍町へ触を伝える役を担った者がいたことも明らかになった。これにより、「町触控」に収録される法令は、基本的に秋田藩士を通知対象者として、役所の系列や、城下町久保田の侍町を通して通達された法令だったと考えるよいだろう。

3 「家来触」について

次に「家来触」について取り上げたい。これまでの研究で

も「家来触」の「家来」とは誰を指すのか、この点は必ずしも明確にはされていない。そこで、「家来」といつても誰から見た家来なのか、陪臣を含むのか、あるいは秋田藩士の中でも、どのような人々が「家来触」の通達先となったのか、そしてそれはどのように伝達されたのか、これらの点について考えたい。

【史料8】⁸⁾

寛政五丑年□月二日、御会所おゐて御張出を以被仰渡、左之通。

当十七日御学校論語御講釈始故、継肩衣に而四ッ時出席可有之候。当七日大学終りに候得共、同日者肩衣に不相及候。右之趣、耆町并支配有之面々は其方江も可被申渡候。已上。

二月

渡所左之通

一、町触 耆通

これは、寛政五（一七九三）年二月に出された論語の講釈についての法令である。「御学校」は、この年の八月に創設される学館の前身とみられ、寛政四（一七九二）年七月に創設された。右の史料では、二月十七日に論語の講釈があるため、上下別地の継袴を着用し、四ッ時（九時〜十一時の間）に講釈へ出席するよう指示している。また、二月七日に大学

の講釈が終わるが、その日は袴でなくてもよいとしている。

【史料9】⁽⁸⁾

寛政六年寅七月二日、御会処において御張出を以被仰渡、左之通

祭酒御講釈、七月七日節句に付休日相成候。同十七日定刻より出席可被致候。

一、文学・助教右兩人廻在御用被仰付候故、当分御講釈休日に相成候。兩人帰府之上御講日追而可被仰渡候。此旨可被相心得候。

右之趣、杓町并支配有之面々は其方へも可被申渡候。以上。

七月

渡所左之通

一、町触 杓通
一、家来触 杓通 但在々は除く

この史料は、寛政六（一七九四）年七月に出された法令である。祭酒による講釈が七月七日の節句のために休日となつたので、七月十七日に時間通りに出席するよう指示している。また、文学及び助教の二人が在方への御用を命じられたため、当分の間、講義は休講となり、久保田へ帰ってきてから講日を決めることを伝えている。

史料8は宛所に「一、町触 杓通」とあるだけで、この触は他に向けては一切伝えられていなかった。しかし、このように「町触」単独で触れられる例は非常に少ない。「町触控」を通覧すると、史料9のように、「町触」と「家来触」がセットで一緒に触れられたり、あるいは法令の内容に応じて関係する役職の者たちと一緒に、「町触」が伝えられる形式が、ほとんどだった。そこで、宛所に、「町触」と「家来触」がセットで発令される他の法令を取り上げて、「家来触」の伝達先とそこでの「家来」とは誰を指すのか、この点について考えてみよう。

【史料10】⁽⁹⁾

於御学館御講釈有之候段被仰渡候事

当月十三日文学小川岡之丞論語、同十八日助教志賀恭藏孟子、同廿二日助教平元貞治詩経御講釈初有之候間、聴聞之面々麻上下、又者継肩衣着用、五ツ時可罷出候。

一、来月より二日小川岡之丞、十二日志賀恭藏、廿二日平元貞治月並御講被居置候間、此旨可被相心得候。

右之趣、杓町并支配有之面々は其方江も可被申渡候。以上。

正月 于時安政五年正月九日

渡所町触・家来触

家来触名前左之通

佐竹英千代

宇都宮帯刀

中安内蔵

寺崎藤九郎

洪江左膳

石塚孫太夫

今宮徳千代

古内茂右衛門

小野岡右衛門

塩谷弥太郎

石塚源一郎

須田内記

洪江内膳

小鷹狩源太

この史料は、安政五（一八五八）年正月に出された、学館における講釈についての法令である。宛所は侍町への「町触」と「家来触」で、「家来触」については、その伝達先の名前が実際に列記されている。原典を確認すると、この者たちは横一列に記されているが、「秋田藩町触集」は二段に組んでおり、ここではそれに従った。対象者の名前を上から下へ読むと、本来の順番となる。

正月十三日に文学小川岡之丞の論語、十八日に助教志賀恭蔵の孟子、二十二日に助教平元貞治の詩経の講釈が初めて行われる。開講にあたり、聴講を希望する者は、上下とも麻地の袴、または上下別地の継袴を着用して、五ツ時（七時～九時の間）に学館へ出席するよう指示している。また、来月の二月からは毎月二日に小川、十二日に志賀、二十二日に平元がそれぞれ講釈をすることも伝えている。

この法令では「家来触」が通知される対象者は一四名で、東家の佐竹英千代・家老の宇都宮帯刀・中安内蔵・寺崎藤九郎・洪江左膳、引渡衆の石塚孫太夫・今宮徳千代・古内茂右衛門・小野岡右衛門・塩谷弥太郎・石塚源一郎、廻座衆の須田内記・洪江内膳・小鷹狩源太らの名前が挙げられている。この内、洪江・小鷹狩は組下を抱える組親である。また、引渡衆は基本的に一氏一人であるが、石塚氏は孫太夫と源一郎の二人の名が記されている。これは、孫太夫が前年の安政四（一八五七）年十二月まで家老を務めていたことと、源一郎が御相手番を務めていたことが関わっていると考えられる¹⁾。

また、この史料10では「町触」も「家来触」もそれぞれ何通作成されたのか記されていない。しかし、それはおそらく史料9と同じく各一通ずつだったと考えられる。4で後述するように、少なくとも「町触」に関しては天明六（一七八六）年以来、会所に張り出されるだけの一通になっていた。ならば、「家来触」はどのようにして通知先に知らされたのだろうか。

【史料11】²⁾

当月八日、公方様薨御に付、鳴物・普請停止之義被仰渡候事
覚

公方様当月八日薨御之段御飛脚に申来候。鳴物・諸普請被

停止候。右に付御家中之面々、月代追而御左右有之迄剃申間鋪候。

一、朔望御礼之儀は追而可被仰渡候。

一、武芸之儀追而被仰渡候迄被停止候。

一、此節之儀候間、火之本要心入念可申付候。猶下々に至迄諸事相慎候様急度可被申付候。

右之趣、壹町并支配有之面々は其方へも可〔 〕。以上。

八月 于時安政五年午八月十七日

御触流を以被仰渡候。

渡所左之通

一、町触 拾□通

一、家来触 壹通 家来屋しき番誰頼は於御評定所被仰渡候。

右之趣被相心得、廻座有之所は其方へも可被申伝、横手は高屋五左衛門・山県兵庫へも可被申伝候。猶組下有之輩は其方へも可被申伝候。以□。

八月

佐竹虎菊

佐竹英千代

佐竹三郎

佐竹近江

宇都宮帯刀

小野岡右衛門

中安内蔵

寺崎藤九郎

洪江左膳

戸村十太夫

多賀谷長門

茂木治千代

今宮徳千代

古内茂右衛門

石塚源一郎

塩谷弥太郎

岡本但馬

須田内記

洪江内膳

小鷹狩源太

松野弥五郎

梅津亀松

一、能代奉行 壹通

一、郡奉行 壹通

一、御勘定奉行 壹通

一、町奉行 壹通

一、銅山奉行 壹通

一、御学館方 壹通

一、寺社方 壹通

一、在々住居 壹通

一、角館年番 壹通 御副役より町送を以申達

一、院内 壹通 宿継を以申達

右の史料は、安政五（一八五八）年八月に出された鳴物傳止令である。八月八日に一三代將軍徳川家定が薨去した、という一報が江戸からの飛脚によって、久保田に伝えられた。そこで藩はすぐさま能興行や諸普請の自肅を命じている。また、指示が出るまで、月代を剃らないようにとも命じている。月代は、男性の額から頭頂部にかけて頭髮を剃った部分のことをいう。喪に服するという意味で月代を剃らないようにしていたと思われる。「朔望御礼」は、毎月一日・十五日に

藩士が藩主へ御礼を申し述べた儀礼で、これについては後日指示するとし、武芸の稽古は指示が出るまで禁止されている。喪中の期間は、火の取り扱いに注意する様、入念に命じ、武家奉公人を含めたすべての者たちに、静かに喪に服すよう厳しく命じている。

このとき、侍町には「町触」の触流の方法により、十何通かの書付が渡された。そして「家来触」以外の他の役職への宛所を見ると、後半に一つ書きで記された能代奉行 郡奉行・勘定奉行・町奉行・銅山奉行・御学館方・寺社方・在々住居・角館年番・院内となつている。銅山奉行は秋田藩内の銅山を管轄する奉行で、「在々住居」とあるのは、城代や所預が治める在方町以外に、岩瀬や沼館などの村方に居住したまま給人の格式を認められた藩士を指すと思われる。

そこで佐竹虎菊以下の「家来触」が通達される者たちに注目すると、その文末は「町触」に記される「壹町并支配有之面々は其方江も可被申渡候」とは異なつて、「右之趣被相心得、廻座有之所は其方へも可被申伝、横手は高屋五左衛門・山県兵庫へも可被申伝候。猶組下有之輩は其方へも可被申伝候。以□」と記されている。つまり、法令の内容をよく心得た上で、廻座家格がいるならば、その者にも伝えよ、横手については横手物頭の高屋五左衛門・山県兵庫へも伝えるようにと命じている。また、組親の者は組下給人たちへも命じるよう

に指示されている。

このときの「家来触」の通知先は二二名で、それを主に家格の観点から見ると苗字衆・家老・引渡衆・廻座衆、そして組下持の組親と分けて考えることができる。苗字衆は、佐竹虎菊（北家）・佐竹英千代（東家）・佐竹三郎（南家）・佐竹近江（西家）である。家老は、宇都宮帯刀・小野岡右衛門・中安内蔵・寺崎藤九郎・渋江左膳の五人である。引渡衆は戸村十太夫・多賀谷長門・茂木治千代・今宮徳千代・古内茂右衛門・石塚源一郎・塩谷弥太郎・岡本但馬の八人である。廻座衆は、須田内記・渋江内膳・小鷹狩源太・松野弥五郎・梅津小太郎の五人で、渋江・小鷹狩・松野・梅津は組親だった。「渋江和光日記」によると、小鷹狩氏は文政十（一八二七）年八月から向氏を改め、小鷹狩を称している⁽⁴⁾。

このように、「家来触」の伝達先の名前が実際に記される例は、「町触控」全体で一〇六の法令であった。その際に「家来触」は、①「屋敷番誰頼」を介さない場合と、②「屋敷番誰頼」を介した場合の二つの方法に分けることができる。たとえば、史料11には「家来屋しき番誰頼は於御評定所被仰渡候」とあつて、②に当たる。そこで、「家来触」の伝達先に関して、その者たちを家格、役職、居住地の観点から分類すると表3のようになる。

①「屋敷番誰頼」を介さない伝達方法の「家来触」は、通

表3 「家来触」の伝達先

② 在々住居	①	
	久住 保田居	東家
北家・角館所預 南家・湯沢所預 西家・大館城代	苗字衆	引渡
戸村・横手城代 多賀谷・松山所預 茂木・十二所所預 (大山・院内所預)	引渡家格の大半 家老	廻座
	藩制上の重役衆 家老 組下持・組親	

知先の名前が記された一〇六のうち、四〇の法令がこれに該当し、そこには「屋敷番誰頼除之」という文言も記されている。その内容は、藩校に関連した法令、町奉行の交代に伴う夜中の通行許可証の交換について、流行病への処方、久保田城下の内町での五月節句や盆中行事における注意禁止事項、藩主一族の法事などであり、史料10がここに含まれる。

この①に分類される「家来触」の伝達先として名前が挙げられるのは一五名前後で、彼らはいずれも久保田城下に居住する者たちだった。それを家格の点から見ると、主に苗字衆・引渡衆・廻座衆の三つで、苗字衆は、四家の中で久保田城下に住む佐竹東家のみである。引渡衆は、家老を務める者と引渡家格の大半の者が該当する。廻座衆は、家老を務める者、藩制上の役職に就いていると思われる者、それに組下持の組親がこれに該当する。

組下持は、渋江・梅津・小鷹狩の三氏で、必ずしも三氏全

てが記されるとは限らず、一氏のみ、または二氏が記される場合もある。宛所に記される者たちの順番は、大体が東家・家老・引渡衆・廻座衆・組下持となっている。ただし、享和三(一八〇三)年から天保八(一八三七)年までの一一の例については、東家・家老・引渡衆・廻座衆・組下持の後に、一部の引渡が記されている。組下持の次に記される引渡の面々は、その法令が出された時点で無役だった者たちを指していると考えられる。以上に述べた者たちは、みな表3の久保田居住に分類される者たちだった。

次に、②「屋敷番誰頼」を介した伝達方法をとる「家来触」は、通達先の名前が列記される残りの六六の法令で、その内容は、將軍や藩主一族などの死去に際する鳴物停止令や御祝いごとへの記帳指示、財政関係など、藩の重要政策や全秋田藩士が関わるもので、史料11もこれに該当する。

年代で見ると、明和七(一七七〇)年から天明五(一七八五)年にかけては「家来触」の伝達先は八名のみだった。角館所預の佐竹北家、湯沢所預の佐竹南家、大館城代の佐竹西家、横手城代の戸村氏、松山所預の多賀谷氏、十二所所預の茂木氏、それに月番家老と思われる家老二名の名前が記されている。

それが寛政十二(一八〇〇)年以降になると、記される伝達先が増え、二〇名から二四名となる。苗字衆は、角館の北

家、湯沢の南家、大館の西家、そして久保田居住の東家と四家全てが該当する。引渡衆は、城代の戸村氏、所預の多賀谷氏・茂木氏、それに家老を務める者とその他久保田居住の者たちが列記される。院内所預の大山氏も引渡家格であるが、多くは宿から宿へと触を伝える宿継によって法令が伝達されたので、表3の分類からは除いて考えたい。廻座衆は家老を務める者と藩制上の重要な役職に就いている者、それに組下持の組親がこれに該当する。組下持は、松野・渋江・梅津・小鷹狩氏の四氏で、安政二（一八五五）年以降は廻座衆末尾の者から若干の間隔をあけて記される場合がある。そして、これらの宛所にあげられる者たちは、苗字衆・家老・城代・所預・引渡衆・廻座衆・組下持という順番に記されている。

このように、①と②に分類してみると、「家来触」は久保田城下に居住していない城代・所預には「屋敷番誰頼」という形で伝達されていたことが明らかとなった。また、「一、在々御苗字并御処預江は家来屋敷番、組下持江は誰頼催足」というように記される例もある。これらから、角館所預の佐竹北家、湯沢所預の佐竹南家、大館城代の佐竹西家、横手城代の戸村氏、松山所預の多賀谷氏、十二所所預の茂木氏へは「家来屋敷番」によって法令が伝達されていたことがわかる。城代や所預は久保田城下に屋敷を与えられており、そこに詰めている「屋敷番」が藩庁より法令の伝達を受け、それを屋敷

の主へと伝えていたのだった。

そして、松山の組下給人を従える松野氏をはじめ、刈和野の渋江氏、角間川の梅津氏、横手の小鷹狩（向）氏ら久保田居住の組親たちは、「誰頼」、すなわちその配下の者に頼んで現地に暮らす組下給人たちに法令を伝達していたのだった。ただし、渋江・梅津・小鷹狩の三氏は、「屋敷番誰頼」を介さない①に該当することもあるが、その時は藩制上の役職に就いていたためと思われる。

以上より、「家来触」は、家格では苗字衆・引渡衆・廻座衆が、役職では城代・所預や家老、藩制上の役職者が、そして組下持の組親がそれぞれ触の受け手となって、配下の者たちへその法令を伝達していたことが明らかとなった。そしてその配下の者たちとは、久保田に居住しない秋田藩の直臣で、「家来触」の指す「家来」とは、いわゆる在々給人だったと考えられる。つまり、秋田藩は久保田の城下士に法令や藩の政策を通知するときには「町触」をもって通達し、藩領全ての直臣一同にこれらを知らせ徹底させる場合には「町触」と「家来触」をセットで同時に発令したのだった。

4 「町触」の伝達方式の変化

「町触」と「触流」は、どちらも久保田城下の侍町に結成

された「組合」を單位に、使番がそこに「町触」の発令を伝えていた。そして、待町へ渡される「町触」の書付数を見ると、天明七（一七八七）年を境に、それ以降は「一、町触」と記される例が急増する。すなわち、「町触」の書付が一通しか作成されず、「町触」の伝達方法に何か変化があったことがわかる。そこで次に、「町触」の伝達方法がどのように変化したのか、また、その背景には何があったのか、この点について考えたい。

【史料12_{iv}】

天明六年午五月二日、被仰渡左之通

町触を以被仰渡候儀、此度より被相改、都而被仰渡候義は御会所江御張出被成、其節町々江御使番を以被相触候間、宍人宛罷出、右書付写取、町内并支配有之面々は其方江も可被申渡候。

但、差掛候被仰渡は町々江御触流被成候間、右之趣町内并支配江も可被申渡候。若事長き御触に候は、御触流之上、翌日御会所江御張出も可被成置候間、是又写取可被申渡候。

（中略）

右之趣此度御吟味を以被相改候間、此旨相心得、宍町并支配有之面々は其方江も可被申渡候。以上。

五月

右渡処左之通

- | | | |
|----------|-----|-------------|
| 一、町触 | 三拾通 | 但、町宅医者共 |
| 一、家来触 | 壹通 | 一、大山十郎 壹通 |
| 一、梅津小右衛門 | 壹通 | 一、渋江六郎 壹通 |
| 一、松野永四郎 | 壹通 | 一、寺社奉行 壹通 |
| 一、能代奉行 | 壹通 | 一、御本方奉行 壹通 |
| 一、御町奉行 | 壹通 | 一、下仙北御代官 貳通 |

この史料は、天明六（一七八六）年五月、「町触」の伝達方法を改める旨の法令である。「町触」を以て久保田城下の待町へ伝える法令は、今回から変更して全て「御会所」に張り出して掲示することにしたと記されている。この点に関してもすでに高橋務氏の先行研究が指摘される通りである。なお、掲示が出された時は、各待町へ「御使番」が知らせに行くので、各町から一人ずつ会所へ赴き、掲示された触の内容を写し取って町内へ伝え、また、配下の者がいるならばその者へも指示するように、と家老は指示している。ただし、緊急の命令を伝える場合には、町々への「触流」とするので、このことを町内及び配下の者へ伝える様に指示している。そして、緊急の場合でも法令の文章が長い時には、「触流」をしたうえで、発令した翌日に会所へ掲示するので、それを写し取るよう命じている。

この法令の宛所は全部で一ヶ所、「町触」は町宅医者

も含めて、三〇通渡されている。家来触は一通で、院内所預の大山十郎、組下持の組親梅津小右衛門（角間川）・洪江六郎（刈和野）・松野永四郎（桧山）らへもそれぞれ一通ずつこの「触」が渡されている。また、役職関係では、寺社奉行・能代奉行・御本方奉行・町奉行・下筋代官・仙北代官へそれぞれ一通ずつ、同様にこの「触」が渡されている。

「町触」に関しては、これまで「御使番」が待町に作られたいくつかの「組合」に向けて、「触」を記した書付を伝達していたのだが、これ以降は会所に掲示が出ることを伝える業務に変わっており、法令の内容を伝達することにはなくなった。したがって、使番の業務が縮小し、使番の負担は軽減している。

旧「秋田懸史」によると、会所内の「大御高札場」で「藩内一般に告示する公文を掲示」し、「各町役出頭して之を謄写し、町内に触れ達」していたことが知られていた。それが史料12により、天明六年からは使番が「触」の内容を各町に伝達する方式から、町々の代表者が会所に出向いて「触」を書き写す方式へと変更されたことが明らかとなる。つまり、会所に「触」が掲示されると、町々から一人ずつ担当者が会所へ赴き、張り出された「触」を写し取って、町内へ伝達するようになったのである。会所は、本丸からみて南西方向に下りて、穴門を西に出た所にあった。

「触流」については、これ以前の方法と変化はないらしい。しかし、史料12では「触」の文章が長い場合には、発令した翌日に会所に掲示するので、それを町々で写し取るようにと付け加えている。これは、長文で誤解が生じないように、配慮していることだろう。このことから、もともと「触流」は使番が口頭で法令の内容を町々へ伝えていた可能性が高いと考えられる。

なぜ、天明六（一七八六）年にこのような変更が行われたのだろうか。天明年間といえば、天明の飢饉が想起され、天明三（一七八三）年の浅間山噴火による降灰被害と冷害凶作で東北地方は深刻な飢饉となっていた。秋田藩でも、領内全体で困窮している様子が「町触控」に収録される法令からも見て取れ、特に天明三年は財政関係の法令が頻繁に発令されている。翌天明四（一七八四）年には、米が一定の収穫量を得られるようになったとして酒造を解禁しているが、その後も財政関係の法令は多く発令されており、秋田藩の財政がかなり困難な状況に陥っていた。

さらに、天明五（一七八五）年は佐竹義和が九代藩主の座に就いた年だった。安永四（一七七五）年生まれの義和は幼くして十歳で新藩主となったため、叔父の佐竹左近義方が政治を執り行うこととなった。財政難の上に、前藩主の急逝が重なり、深刻な財政状況にあった秋田藩の立て直しを図るた

め、そして新たに藩主となった義和の權威を高めるためにも、「町触」の伝達方法を大きく改めたのではないか、そう考えられる。

「触」の中で「事長き御触に候は、」として、藩が長文の法令をもって城下士に指令することがあるかもしれない事態を想定している点に注意したい。ここからは触を掲示することによって、藩の政策意図を誤解なく確実に通達しようとする姿勢が読み取れるのではないだろうか。

これによって城下侍町に「町触」の内容は確実に徹底されたのだらうか。また、さらなる変更はなかったのか、この点について考えたい。

【史料13】

右同日被仰渡、左之通

去る午年より町触を以被仰渡候儀は御会所江御張出に而被差出、町々江御使番を以被相触候儀は、其砌委曲被仰渡候得共、心得違候面々も有之様相聞得候間、此末御使番を以被相触候。

御会処江罷出右被仰渡写取、支配有之面々は其方江も可被申渡候。尤右御書付写取候上、同処江御□帳被差出候間、町名并町役名前可相記候。

但、家来触之面々は、家来名前、誰頼差出候面々は誰被頼誰と右御請帳江可相記候。

右之趣、耆町并支配有之面々は其方江も可被申渡候。已上。

九月

一、町触 耆通 一、家来ふれ 耆通

これは、寛政七（一七九五）年九月に出された法令で、「町触」伝達の再度の変更について触れている。天明六年の法令により、「町触」を会所へ掲示し、使番が町々へ知らせることは承知しているはずだが、心得違いをしている者たちもいるらしい。今後は使番が町々へ触れ、町の代表者が会所へ赴いて法令を書き写し、配下の者がいる場合にはその者たちへも伝えるようにと再び指示している。ただし、今度からは会所へ張り出した「触」を写し取ったなら、会所へ「御請帳」を置いておくので、そこに町名と「町役」を務める者の名前を記入するよう命じている。「御請帳」は、藩から「触」や「達」が出された際に、それを確認した証明として、担当者が署名するように置かれた帳面を指すと思われる。

また、「家来触」が伝達される苗字衆・家老・引渡衆・廻座衆・組親たちには、自らの名前を「御請帳」へ記入するよう命じられている。ただし、「屋敷番」や誰かを頼んで会所へ遣わす場合には、頼まれた者の名前と頼んだ本人の名前を「御請帳」へ記入するようにと命じている。

この寛政七年の法令の宛所は、「町触」と「家来触」各一通ずつになつてゐるが、その内容からは、前の天明六年の法令が発令されてから一〇年経つても、変更された伝達方法が十分に浸透していない様子が読み取れる。そこで、この寛政七年、法令の伝達方法を再確認し、加えて、「御請帳」への記入についても指示したのだった。「御請帳」は、法令の内容が確実に町々や「家来触」の面々へ伝わつたことを証明するものである。

これが発令されたのは、寛政七（一七九五）年のことだが、寛政年間には九代藩主佐竹義和によつて様々な改革が行われた時期である。佐竹義和は、天明五（一七八五）年に藩主となつたものの、若年ゆえ、叔父の佐竹左近義方が政治を執り行つてゐた。寛政三（一七九二）年十二月に、明春から義和が自ら執政を行うことを法令で伝えてゐる。⁵⁰その後、寛政五（一七九三）年八月に後の藩校明德館となる学館の創設や、寛政七（一七九五）年九月に、それまで廃止されてゐた郡奉行の再設置が、義和によつて命じられた。そして、郡奉行再設置の一五日後に、史料13が発令されたのだった。

これら一連の改革は、義和が強いリーダーシップを発揮して政治を主導していくために、藩主の権威を高める狙いがあったと考えられる。義和は、家臣一同への法令の伝達方法を改めることによつて、主導的な藩主像や強い指導力を示そ

うとしたのでないだろうか。

おわりに

「町触控」に収録される法令は、「町触控」を編纂した藩士が法令の概要を示すために付けた題目から始まり、「覚」のように記される事書、そして法令の本文、発令日と続き、最後に法令の宛所が記される。本稿は、その宛所に焦点を絞り、秋田藩が誰にどのような方法で「触」を伝えたのか、この点について分析した研究である。

「町触控」に収録される法令には、町々へ向けたものと藩の役方・番方の職に向けたものがあり、町々へ向けた「触」が「町触」で、それは久保田城下の侍町に向けて出された法令だった。法令の伝達先を大きく分類すると、役方・番方の職へのみ伝達されるもの、町々へ「町触」で伝達されるもの、そしてその双方に伝達されるもの三つに分けることができる。が、「町触」が単独で発令される例はわずかで、基本的には「町触」と「家来触」がセットで発令されるのが普通だった。

その中でまず、役方・番方の職へのみ伝達される法令は、全部で二八三ある法令の内、約三割がこれに該当するにすぎない。例えば、異国船対策を命じた幕府法令や、秋田藩内

の百姓不足への対応を命じた法令などがこれであり、いずれも法令の内容に応じて特定の役職に向けて法令が伝えられていた。次に、「町触」のみで伝達される法令については、学館出席時の服装を定めた法令を例に挙げたが、全体を見てもこれは極めて少ない。「町触控」に収録されるほとんどの法令は、「町触」とその法令の内容に関係する役方・番方の職に向けて一緒に触れられたり、前述した通り「家来触」と一緒に触れられていることがわかった。そこでは、改元や酒造禁止令、鳴物停止令など、秋田藩領全体に関わる法令が触れられており、秋田藩はこの方法によって藩の政策を領内に徹底させようとしていたのだった。

「町触」は「家来触」と一緒に触れられることが多かったが、その「家来触」は城代・所預や組下持の組親を通して、在方居住の藩士に向けて触れたものである。そして、久保田に居住する引渡家格の者や藩の重要な役職に就く廻座の者たちへも、この「家来触」の形式が採用された。「家来触」の「家来」とは、久保田に居住しない秋田藩の直臣たち、つまり在々給人を指すことが明らかになった。

秋田藩における「町触」は、江戸や京都で町人町へ触れられた町触とは異なり、久保田城下の侍町へ向けて触れたものだった。秋田藩の「町触」は、城下の侍町に結成された「組合」をもとに、使番によって町々へと伝達された。ここでは、

町の代表者である「巷町役」も欠かせない存在で、彼らが城に向いて触の内容を承り、張り出された法令を写し取ってそれぞれの町内へ伝達していた。

また、久保田城下の侍町へは「触流」という方法で法令が伝達されることもあった。それは鳴物停止令のように早急に触れる必要がある場合に採られ、この時も侍町に結成された「組合」を単位に、使番によって「町触」が町々へ伝達されていた。

そして、「町触」の伝達方法は二度変化している。最初は天明六（一七八六）年で、使番が町々へ「触」の発令を知らせることに変わりはなかったが、この年を境にその「触」が会所に掲示され、「巷町役」がそれを書き写して町内へ伝えるようになった。この時期、秋田藩は、天明の飢饉による財政悪化と八代藩主の急逝により、深刻な状況にあった。そこで、新たに藩主の座に就いた佐竹義和の権威を高め、藩政の立て直しの意思表示を鮮明にするために、「町触」の伝達方法を改めたと考えられる。

次に、寛政七（一七九五）年にも再度、伝達方法を変更し、「御請帳」への記入が追加で指示された。寛政年間には、九代藩主佐竹義和が自ら政治を執り行うようになり、学館の創設や郡奉行の再設置など、いわゆる寛政の改革が開始された時期でもある。このときの変更も、藩主義和の権威を高め、強いリ-

ダーシップを示すために改められたのではないかと考えられる。このような秋田藩における触の伝達方法の変化は、秋田藩特有の家臣団編制や藩の職制、そしてその時々の藩政に具体的にどのように関係していたのか、この点が残された課題である。

註

- (1) 笠谷和比古「習俗の法令化」(『岩波講座日本通史第一三巻 近世三』、岩波書店、一九九四年)。
 (2) 前掲註1に同じ。一三八頁より。
 (3) 前掲註1に同じ。一三九頁より。
 (4) 小倉宗「近世の法」(『岩波講座日本歴史第一二巻 近世三』、岩波書店、二〇一四年)。
 (5) 前掲註4に同じ。
 (6) 前掲註4に同じ。一八四頁より。
 (7) 藤井譲治『日本史リブレット八五 江戸時代のお触れ』(山川出版社、二〇一五年)。
 (8) 深井雅海「法令の伝達と將軍吉宗の主導―享保前期の「仰出之留」を素材に―」(『徳川林政史研究所 研究紀要』第三九号、二〇〇五年)。
 (9) 湯本豊左太「信州中野天領の「御触」伝達系統」(『信濃』二〇巻三号、一九六八年)。
 (10) 渡辺浩一「日本近世都市における法令の伝達―掲げる・写す・印刷する」(『史資料ハブ地域文化研究』七、二〇〇六年)。
 (11) 吉田伸之「江戸町触と「承知」システム」(塚田孝編『近世大坂の法と社会』、清文堂出版、二〇〇七年)。
 (12) 宇佐美英機「近世前期京都の触留」(『社会科学』同志社大学人文科学研究所、一九八七年)。
 (13) 野高宏之「町触とは何か―大坂町触を素材として―」(『近世大坂の法と社会』、清文堂出版、二〇〇七年)。
 (14) 同「町惣代(二)」(『大阪の歴史』七六、二〇〇九年)。
 (15) 岩城卓二「大坂町奉行所と用達」(『日本歴史』三三九、一九九一年)。
 (16) 根津寿夫「徳島城下の触書伝達システム」(『史窓』二八、徳島地方史研究会、一九九八年)。
 (17) 今村義孝・高橋秀夫編『秋田藩町触集』、未来社、上巻は(一九七二)、中巻(一九七二)、下巻(一九七三)。上巻は明和七(一七七〇)年から寛政三(一七九二)年、中巻は寛政四(一七九二)年から文化五(一八〇八)年、下巻は文化六(一八〇九)年から明治二(一八六九)年までの法令を収録している。「町触控」は文化八(一八一二)年前後に編纂が始まったと考えられ、明和六(一七六九)年以前の五冊、天保三(一八三二)年から同五(一八三四)年までの一冊、天保九(一八三八)年から嘉永四(一八五二)年までの三冊、合計九冊が欠落している。今村氏はもとどの「町触控」が三九冊あったと推測している。

- (18) 前掲註17に同じ。同下巻、五七九頁より。
- (19) 高橋秀夫「一八世紀後期―一九世紀前期秋田藩『町触』に
関する一考察―寛政改革における藩政の基礎的問題を中
心に―」(『秋田工業高等専門学校研究紀要』一、一九六六
年)。高橋務「『町触控』に関する基礎的一考察」(半
田教授退会記念会編『秋田地方史論集』、みしま書房、
一九八一年)。
- (20) 高柳真三・石井良助編『御触書天保集成』下巻、岩波書店、
一九五八年、六五三五番。御触書集成は、八代将軍徳川吉
宗の命で始まった幕府法令の編纂事業による編纂物で、「御
触書天保集成」は天保十二(一八四一)年に完成した。こ
の史料は天明八(一七八八)年から天保八(一八三七)年
までの法令を収録している。高柳真三・石井良助両氏によつ
て翻刻され、「御触書天保集成」上下巻が、一九五八年に
岩波書店より刊行された。
- (21) 前掲註17に同じ。同中巻、一四二〇番。
- (22) 前掲註8に同じ。
- (23) 近世史料研究会編『江戸町触集成 第一巻』、塙書房、
一九九九年。一一二五一番。底本は「撰要永久録」、「類集
撰要」、「御触町触諸達」、「江戸町触」である。「撰要永久録」
は正保五(一六四八)年から文久二(一八六二)年までのの
町触を、全七九冊に収録しており、江戸南伝馬町名主の高
野家で編纂された。「類集撰要」は目録も含めて全五七冊
あり、寛文二(一六六二)年から天保十一(一八四〇)年
までの町触や請書などが収録され、年次ではなく事項別で
編纂された。「御触町触諸達」は寛政七(一七九五)年か
ら文政三(一八二〇)年までの九冊からなり、深川相川町
名主の相川家が原蔵していた。「江戸町触」は幸田成友氏
の旧蔵本で、寛政十三(一八〇二)年から文化四(一八〇七)
年までの御触や願書などが収録されていると推測されてい
る。
- (24) 前掲註17に同じ。同中巻、一三二一番。
- (25) 新秋田叢書編集委員会編『第二期 新秋田叢書(三)』、歴
史図書社、一九七三年。五一四番。寛文元(一六六一)年
から文化十二(一八一五)年正月までの史料が収録されて
いる。
- (26) 下中邦彦編『日本歴史地名大系第五巻 秋田県の地名』、
平凡社、一九八〇年。
- (27) 秋田県『秋田懸史 第一冊』、秋田県、一九一五年。二二
六頁より。
- (28) 前掲註25に同じ。解題より。
- (29) 前掲註17に同じ。同中巻、九五九番。
- (30) 前掲註17に同じ。同上巻、四四四番。
- (31) 秋田県編『秋田県史第二巻 近世編上』、加賀谷書店刊、
一九七七年。及び、前掲註27に同じ。

- (32) 前掲註17に同じ。同上巻、二九三番。
- (33) 前掲註17に同じ。同上巻、六八番。
- (34) 藩は借知政策により、藩士の知行高から半知、または四六の割合で知行高を借用しており、その高を藩は「借上高」とよび、藩士側ではそれを「差上高」とよんだ(秋田県編「秋田県史第三巻 近世編下」、加賀谷書店、一九七七年参照)。
- (35) 前掲註12に同じ。
- (36) 前掲註17に同じ。同下巻、二三二二番。
- (37) 前掲註27に同じ。二三二頁。
- (38) 前掲註17に同じ。同中巻、八二五番。
- (39) 前掲註17に同じ。同中巻、九〇八番。
- (40) 前掲註17に同じ。同下巻、二三七五番。
- (41) 波迫喜一「新編佐竹氏一門・系図【稿】苗字家を除く」、東洋書院、二〇〇四年。
- (42) 前掲註17に同じ。同下巻、二三九〇番。
- (43) 前掲註27に同じ。
- (44) 秋田県公文書館編「澁江和光日記 第六巻 自文政九年七月至文政十一年九月」、秋田県教育委員会、一九九九年、四〇二頁より。
- (45) 前掲註41に同じ。
- (46) 前掲註17に同じ。同下巻、二七九二番。
- (47) 前掲註17に同じ。同上巻、五一三番。
- (48) 前掲註27に同じ。二二六頁より。

- (49) 前掲註17に同じ。同中巻、九九三番。
- (50) 前掲註17に同じ。同上巻、七五一番。

付記

本研究について、秋大史学会研究部会で報告したところ、有益な指摘を多数いただいた。本来ならその指摘を反映したかったところだが、既に入稿済みであったため、最小限の修正しか行うことができなかった。いただいた指摘は、「おわりに」で記した課題を追求する際に活かしていきたい。